

# 五泉市農業委員会

## 令和6年 第6回 定例総会議事録

会議開催 令和6年6月28日(金) 午後2時00分  
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

### 出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

### 欠席委員

無し

### 関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

議案第5号 五泉市農業委員会の委員選任に関する規定等の一部改正  
について

8. 報告事項

報告第1号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表(案)について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和6年第6回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和6年第6回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましても、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、2番・渡辺清滋 委員、3番・今井聡 委員 にお願ひします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願ひ

します。

## 6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。調査班の班長、10番・金子信行委員から、報告をお願いします。

調査班長（金子信行 委員）

はい議長。議席番号10番、現地調査班 金子です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として6月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、山口 推進委員、地濃 推進委員、山崎 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、今泉、橋田、中川新、赤羽、一本杉、村松地区では、本田屋、石曾根、上戸倉 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

## 7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。

議 長 最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数4件で、売買が3件、贈与が1件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、合計面積3,191㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は売買の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 3 筆、合計面積 1,896 m<sup>2</sup>を議案書記載の金額で売買するものです。

6 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 3 番は売買の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、畑 1 筆、面積 495 m<sup>2</sup>を議案書記載の金額で売買するものです。

なお、譲渡人の経営農地が 0 m<sup>2</sup>となっております。この方は元々農家であり田も所有されておりますが現在は全て貸しております。ただし、貸しているとは言うものの、作業の手伝いはしており、今回は、畑作を行いたいということで話がまとまったものです。

7 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 4 番は贈与の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、畑 1 筆、面積 865 m<sup>2</sup>を親戚の方へ贈与するものです。

8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長            ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（金子信行 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は上戸倉地内の田、番号 2 番は本田屋地内の田、番号 3 番は石曾根地内の畑、番号 4 番は一本杉地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長            ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉 委員    はい。

議 長            大槻委員。

大槻彰吉 委員

議席番号 5 番、大槻です。ちょっと一般論を質問させていただきますが、農地法第 3 条の審査表が付いておりますが、その中で「検討事項」、「該当」、「検討結果」とございますね。

まず 1 番目の第 2 項第 1 号の「全部効率利用」とあります。そこで検討結果とありますが、「農業経営に供すべき農地の利用状況、必要な農機具の所有状況、農作業に従事する者の状況等からみて、取得後の効率的な利用が見込まれる」とうたってござい

ます。その「農機具の所有状況」についての調査というか、本人からの申告だろうと思いますが、その辺の確認はどうしているのでしょうか。

議長 事務局。

阿部係長 お答えいたします。農機具の所有状況の確認については、立ち入り検査とかそういったことまではいたしておりません。主に聞き取りとなります。畑するとなればこういう機械が要りますよね、田んぼであればこういった機械要りますよねということで、そういった道具がありますか、と聞き取りをしております。

なお、そのなかで例えば「所有」となっておりますが、所有ではなくて持っていないと、こういう機械はあるけどこの機械はないんですよといった場合には、じゃあその機械どうするんですかということ。

対話のなかで親戚から借りるとか、知人の方から借りるという算段がついているようであれば、それは「必要に応じて借りる」ということで所有しているものと見なしております。

議長 大槻委員、よろしいですか。

大槻彰吉 委員

ということは、あくまでも自己申告を尊重してということになると思うんですよね。借りるということは、相手がいることだろうけど、借りると言われればそれまでなんですよ。不思議でならないですけども。

まあ今後のためなんですけど、今回よく知っている方なんですけど、農機具も持たずして将来何をしますかという話があるんで、万が一ですけど農地転がしといいますか、言葉悪いですけどブローカー的な存在になると非常に憂慮されるというかね。

最低限のものを持っていけば良いです。法人の構成員だとか。といったような内容であれば農地取得も可能かもしれませんが、安易に農地を取得して、転貸し禁止ですよ。転貸しになるような状況を農業委員会としてせつかく審査表が付いているのに、どうしてそこが通るのかなと疑問があったものだから。そのまま受けるというのもいかなものかとか、裏付けが取れない訳ですよ、本人の申告でありますから。

その辺を今後の意味も含めて、農業委員会として審査が甘い辛いでもないでしょうけれども、あくまで最低限の利用状況、機械の所有的な要素がないとこういった案件については安易に通るものではないだろうと私は思っているんですけど。今後の課題としてです。

議長 ありがとうございます。本当に心配するところでもありますけど。今までも新規就農者とか色々な案件がありまして、そこでも審査させていただいて、今でも続けていらっしゃる方か、再度そういうことはしておりませんでしたので、今後必要かなとは思っています。大変貴重なご意見ありがとうございます。

大横彰吉 委員

本当にこれ、申し訳ないけれど採算が取れるか取れないのかというのが明らかに分かる話もあるので、何か意図があって買う買わない、個別の事情があるでしょうから言いませんが、非常に審査が甘いかなと。はい。

議長 ありがとうございます。今後また検討したいと思います。  
他にございませんか。

今井聡 委員 はい。

議長 今井委員。

今井聡 委員

今の話の関連ですけど、今までも、それこそ70年もやってきて、似たようなことは多々あったと思います。でもそれは法律的に間違っただけで、合法的に許容範囲で、大横さんは知っているけど我々はこの人がどうなっているとか分からないんです。

いま話を聞けば、例えば賛成できないよねってなるとそれもまた困るんだけど。そこは砦としては事務局が砦にならなければ。実際は本当は我々が砦であるべきなんだろうけどそこまで熟知もしていない訳で。

阿部係長 今後についてのご意見を頂戴いたしました。今後は、そうですね、望ましい姿というのは売り買いした農地が遊休農地化して荒れてしまうという状況が一番良くない訳でありますので、そうならないために当然道具が必要となりますので、その部分については、私どもも捜査機関ではありませんので、あまり厳しい事情聴取という訳にはまいりません。まいりませんが、そこは遊休農地化を防ぐという観点からクギを刺しながら面談、審査をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 いかがですか。

今井聡 委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数1件で、計画者の継承が1件となっております。

11ページをご覧ください。番号1番は個人住宅建築敷地として平成4年に転用許可を受けておりましたが、埋め立て後に計画の履行ができなくなったため、計画を承継者に譲り渡すものであります。計画そのものの内容については5条許可申請が併せて提出されていますので、議第3号で説明いたします。

従いまして、計画者の承継という部分につきまして、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。

7 議件 / 議第3号

議 長 続きまして、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数3件で、売買が3件であります。  
21ページをご覧ください。

番号1番は、先ほどご承認いただきました、議第2号 農地転用事業計画変更承認申請と併せて提出されたものです。今泉地内の登記地目 田1筆、合計面積220㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、売買となります。

28ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-（ア）」であります。申請地は、第1種にも第3種にも該当せず第2種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり10ha未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

21ページに戻っていただき、番号2番は、中川新地内の登記地目 畑2筆、合計面積494㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、売買となります。

34ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-（ア）」であります。申請地は、第1種にも第3種にも該当せず第2種農地と判定されます。周辺に宅地が存在する農地で、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

21ページに戻っていただき、番号3番は、赤羽地内の登記地目 雑種地1筆、畑1筆、田1筆、合計面積779㎡を農舎及び農業資材置場とする永久転用案件で、売買となります。登記地目について雑種地が含まれておりますが、現況が農地として利用されており農地台帳に農地として登録されているため、今回の転用申請の対象となっております。

また、39ページの計画平面図に大きな農舎が描かれておりますが、こちらは過去に「かい廃届」が提出されて建築済みであります。「かい廃届」は農業用施設に限り、一定の条件を満たせば届出をすれば許可を受けずに転用ができる手続きで、それによって設置されているものです。

ただし、農舎部分の分筆登記や地目の変更登記が行われていないため、登記簿上は1筆の農地のままでしたので、今回の転用にあたり一括して申請をするものであります。

40ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-（イ）-c-（e）」であります。申請地は、おおむね10ha以上の広がりのある農地の一部で第1種農地と判定されます。本来転用は不許可となりますが、集落・宅地に接続して設置されるものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」による転用として、止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（金子信行 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は今泉地内の埋め立て済みの田、番号 2 番は中川新地内の休耕畑、番号 3 番は赤羽地内の農舎と畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員 はい。

議長 権平委員。

権平孝男 委員

9 番、権平です。40 ページの「該当事項とした判断理由」に申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の広がりがありますが、10 ヘクタールというのは何かの間違いではないですか。

議長 事務局。

阿部係長 いまご指摘の 10 ヘクタールと言いますのは、申請地だけのことではなくて全体の農地の状況のことです。例えば 37 ページで言いますと申請地から見通したときに 10 ヘクタール以上の広がりのある農地のなかの 1 筆ですよ、という意味合いとなります。以上です。

権平孝男 委員

分かりましたけど、道路がある場合はどうなるんですか。

阿部係長 はい、道路につきましては、農業用機械が行き来できるような道路の場合は区切られているという風には判断しないということになります。例えば大きな河川とかでバサッといているような場合は、河川を挟んであっちとこっちは別の農地と見るんですけども、道路の場合は一体としてみることであります。

権平孝男 委員

分かりました。それと文章のなかで「いわゆるにじみ出し」という言葉の意味について教えてください。

議長 事務局。

阿部係長 はい。「にじみ出し」というものが農地転用の用語のなかにございまして、主に使われるのがこういった広がりのある第1種農地の許可の条件のひとつであります。

「にじみ出しに該当する場合は良いですよ」というような言葉の言い方になるんですけども、具体的には、順繰り順繰りに宅地化が進んできて、その隣が転用になりますよといった場合に、にじみ出るように宅地化するというので、隣が宅地でその次にこの土地も転用になりますということのをにじみ出るように転用するという意味で、「にじみ出し」という言葉であります。

従いましてそのにじみ出しでない場合、第1種農地においてにじみ出しでない場合は基本的には転用ができない。良い田んぼのど真ん中にポンと家を建てたいとか工場を建てたいと言ってもそれは駄目ですよ、というような適用の仕方をしております。以上であります。

議 長 ほかにありませんか。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員

3番、今井です。3、4年前にもあったと思いますが、5条申請をして許可を得ました。2年後に事業承継をA社からB社にしました。たればですが例えば今度またやっぱりできません、次の方へ承継というのも可能な訳ですよ。エンドレスで。

例えば埋め立てまでしましたが、建てるのはまだまだ10年後になるかも知れないということも、想定内ということでアリということなんでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい。本当はダメです。と言いますのは、5条転用の場合は許可を受ければすぐに取り掛かりますよという計画をうたっていただいて、それに対して許可を出しますので、最初から20年後30年後に建てる予定ですか、そういう状況の場合はそもそも申請ができない。というものであります。

許可を受けたものの不可抗力で、経済事情の変化等で現在着工ができないといったことは実態としてあるかとは思いますが、申請段階でそのうち建てますよといったものは申請ができないという風になっております。

今井聡 委員

では、事業計画としてスタートから5年に着工する場合は認められるのでしょうか。

例えば許可を受けました、埋め立てしました、建物を建てて完成するまでが5年くらいだったら場合に。

阿部係長 厳密に言いますと、5年かかるのが当然というような場所、計画であればやむを得ないのかなと思います。実際にはあまりないのかなと。

例えば埋め立てる行為が着工となりますので、やれば住宅であれば1年とか2年で建つと考えられますので、特に期限はないんですが、常識的なところであまり未来の計画を立てられると、であればその時に申請を出してください、という形で指導することになると思っております。

議長 いかがですか。

今井聡 委員

分かりました。

加藤代理 今井さんの質問に関連なんだけど、転用申請をして10年経っても建物が建っていない場合は、農業委員会として指導というのはあるんですか。

本間所長 毎年8月に農地パトロールを実施しているんですけど、対象地として前年に許可を出した土地についても回ってもらっています。そのなかで、まだ転用がされていないところについては再度経過について報告を求めたりとか手続きを行っているところがあります。

加藤代理 無断転用の場合は原状に戻せという命令もあるんだけど、転用の場合は10年でも15年でもそのまんま、建たねば建たないで指導というはしなくても良いということですか。

大槻彰吉 委員

いまの答えからすると2年目からしないって感じだよね。1年目は調査するけど。

今井聡 委員

これ前も権平さんも言っていたけど、後追い調査をしないんですよ。した方が良いものやら黙認というものやら。最初からいかがわしい計画を立てて申請をして許可を受けてはいかんよという部分と不可抗力の可能性もありますよという。できない部分もあると。

本間所長 はい、議長。

議長 はい、どうぞ。

本間所長 申請があって翌年パトロールに行くわけですけども、そのなかで申請通り履行されていないという場合には、その次の年もパトロールするような形で回っていただくようにして、申請者にも計画の確認を事務局でもするようにしたいと思います。

議 長 よろしくお願ひします。  
ほかにございませぬか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。  
「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (①あっせん審査委員会案件)

議 長 続きまして、「議第4号・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願ひします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

43ページをご覧ください。今月は2件の申し出がありました。  
番号1番と番号2番の内容については、令和6年6月17日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番と番号2番は売買の案件です。

番号1番は、面積991㎡、番号2番は、面積2,000㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願ひします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (②通常案件)

議 長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は16件、その内、賃貸借の新規は5件、再設定は11件の申し出がございました。

44ページからをご覧ください。

番号1番から番号5番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積4,631㎡、番号2番は、合計面積4,205㎡、番号3番は、合計面積11,038㎡、番号4番は、合計面積485㎡。番号4番は規定面積を満たしておりませんが、番号3番と同じ譲受人が同一地域内の農地を一括して借りるもので、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号5番は、50ページをご覧ください。合計面積15,904㎡。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号6番から59ページの番号16番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

加藤代理 はい。

議 長 加藤代理。

加藤代理 50 ページの番号 6 番の、51 ページの上から 3 段目と、7 番が隣り合わせの農地なのに 10 アール当たりの 1 俵と 0.5 俵と違うのは理由があるんですか。

議 長 事務局。

藤田主査 はい、説明いたします。今ほどの案件ですが、番号 7 番だけ賃借料が異なっている理由であります。こちらは田んぼに東北電力の鉄塔が建っており耕作不便ということもあり、当事者からこちらについては記載の俵数で契約したいという話でございましたので、そのように受付したものであります。

加藤代理 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号 (③中間管理事業案件)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。本日机上配布しました 60 の 2 ページからをご覧ください。今月は 3 件の申し出がございました。

番号 1 番は、面積 1,536 m<sup>2</sup>、番号 2 番は、合計面積 22,313 m<sup>2</sup>、番号 3 番は合計面積 4,539 m<sup>2</sup>。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

また、60 の 4 ページから始まります、番号 4 番から番号 6 番は、今ほど説明いたしました番号 1 番から番号 3 番を機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

60 の 8 ページをご覧ください。今月は、田 28,388 m<sup>2</sup>、畑 0 m<sup>2</sup>を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。

これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第5号

議長 続きまして、「議第5号・五泉市農業委員会の委員選任に関する規程等の一部改正について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議長 渡辺次長。

渡辺次長 それでは、私の方から五泉市農業委員会の委員選任に関する規程等の一部改正についてご説明いたします。

改正する例規は5件あります。63ページから93ページまでは委員の改選に関する規定の4件で、「五泉市農業委員会の委員選任に関する規程」、「五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員に関する規程」、「五泉市農業委員候補者評価委員会運営要綱」、「五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱」の改正後の規程の案及び新旧対照表となっております。大きな内容の変更はございませんが、文言の整理を行いました。

次に、94ページをご覧ください。「五泉市農業委員会農業委員等報酬額に関する要綱」ですが、委員の報酬は基本給と能率給で構成されています。能率給の12,000円は国の補助金対象となります。交付された補助金を有効に活用するため、能率給を6,000円増額し18,000円とし、基本給から差し引きしするものです。全体の報酬額の変更はありません。

説明は以上になります。

議 長           これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員     はい。

議 長           今井委員。

今井聡 委員

          この能率給について、活動すると1日につき6,000円。これは基本給のほかに6,000円ですよ。例えば1週間したらって話になるんですか。

渡辺次長       ただ今までは上限が12,000円だったのを、18,000円にするものです。  
          今までは毎月委員の皆さまですと、基本給が月額23,200円プラス能率給12,000円を足して35,200円を報酬としてお支払いしています。

今井聡 委員

          ああ、たまたま6,000円だったのね。

大槻彰吉 委員

          市の持ち出しを少なくしたってだけの話でしょ。

渡辺次長       そうなんです。皆さんが活動した実績を上げると、国から交付されるんですけども、今までの12,000円だと12カ月で144,000円の48人分で700万円くらいのところ900万円くらいの交付決定を受けても200万円は返却することになりますので、基本給を下げ能率給を上げて補助対象の方を増やすように調整したものであります。  
          活動は、今まで通りの活動をよろしくお願いします。

議 長           ほかにありませんか。

          (質疑応答なし)

議 長           無ければ、採決を行います。

          「議第5号・五泉市農業委員会の委員選任に関する規程等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

          (挙手全員)

議 長           挙手全員でありますので、「議第5号・五泉市農業委員会の委員選任に関する規程等の一部改正について」は、原案のとおり決定されました。

## 8 報告事項

議長 続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・五泉市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表（案）について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、それでは私の方から「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表（案）について」ご説明いたします。

99ページをご覧ください。「Ⅰ農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）」の「1農業委員会の現在の体制」と「2農家・農地等の概要」ですが、総農家数などは農林業センサスなどの数値となっておりますので変更になった部分を中心にご説明いたします。

認定農業者数は344名、基本構想水準到達者が84名、認定新規参入者1名、農業参入法人は1経営体です。

次に、100ページの「Ⅱ最適化活動の実施状況」、「1最適化活動の成果目標」、「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積5,090haに対してこれまでの集積率が2,952ha、集積率58%となっております。

「②目標」ですが、令和8年度までに集積率80%を目指し、令和4年度末までに3,174ha、集積率62.4%の目標に対し、「③実績」では、集積面積の累計が2,936ha、集積率57.7%、目標に対する達成状況は92.5%となりました。

続きまして「(2)遊休農地の発生防止・解消」の「①現状及び課題」、「②目標」、「③実績」ですが、緑区分の遊休農地面積が0.37ha令和5年度中に0.06ha解消されました。残り0.31haは令和8年度までに解消を目指します。

次に101ページの「④その他」ですが、農地の利用状況調査については、8月1日に農業委員・推進委員で市内一斉の調査を実施し、10月までに調査結果を取りまとめました。

また、農地の利用意向調査については、9月～10月に実施し、76筆5.09haのうち60筆4.21haの遊休農地が解消されましたが、16筆0.88haの遊休農地が令和6年度に繰り越されることになりました。

次に「(3)新規参入の促進」の「①現状及び課題」、「②目標」、「③実績」ですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した面積はありませんでしたが、令和5年度は2経営体の新規参入がありました。

続きまして、102ページの「2最適化活動の活動目標」、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、月10日の最適化活動を目標にしましたが、年度末で月平均12.4日の実績で目標を上回ることができました。

「(2)活動強化月間の設定」の「②実績」ですが、9月～11月に遊休農地の発生防止と解消が行われ、1月～2月に地域計画の第1回協議の場が開催され将来の農地につ

いて話し合いが行われました。

103 ページをご覧ください。「(3) 新規参入相談会への参加」の「②実績」ですが、2月23日に開催された「新規就農チャレンジフェア」に農業経営後継者対策委員会の亀山副委員長と大湊委員の2名が参加しました。

最後に104ページの「Ⅲ事務の実施状況」ですが、「1 総会、部会の開催実績」は12回の総会の開催、「2 農地法第3条に基づく許可事務」、「3 農地転用に関する事務」及び「4 違反転用への対応」まで、記載のとおりとなっております。

説明は以上になります。

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

今井聡 委員 はい。

議長 今井委員。

今井聡 委員

3番、今井です。質問といたしますか、教えていただきたい。99ページの「2 農家農地等の概要」のところで、総農家数1,874とありますが、農家の定義として農地を持っている人なのか農作物を販売している方なのか線引きを教えてください。

というのも、地元でも問題のが非農家扱い、相続して農地を持っているからといっても農家ではない訳で、やはり農産物からお金を貰っているのが農家なのか、その辺の塩梅はいかがでしょうか。

議長 はい、事務局。

松尾局長 ここで触れております総農家数については、欄外に直近の農林業センサスに基づいて数字を拾っているとご説明しておりますが、申し訳ありません、ここでの定義については手元に資料がございませんので、後ほど確認してお答えさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

今井聡 委員

逆に厳密なところとか、他の地域、地区についてはどうなっているのかなとちょっと聞きたいな、というところでした。

議長 じゃあ後ほどということで。

松尾局長 お調べしまして今日中にはお示しできるかなと。

今井聡 委員

なんちゃら農家みたいのもいっぱいいるということで、そういうのも含めているの

か。

加藤代理 農地があれば、それが1,874で、経営をしている人が1,508だと。

今井聡 委員

販売だけとか生産だけとか。まあなんとなく分かりました。

議 長 良いですか。

今井聡 委員

分かりました。

議 長 ほかにありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第6回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時5分 閉会)